

国選付添関連業務の解説



※ この解説は、令和 8 年 3 月 25 日法務大臣認可、令和 8 年 4 月 1 日施行の国選付添人の事務に関する契約約款に対応しています。

目次

第 1	諸規則全体の構造	1
1	業務方法書について	1
2	法律事務取扱規程について	1
3	国選付添人の事務に関する契約約款について	2
第 2	契約約款と個別事件との関係	4
第 3	契約締結の方法	4
1	契約申込書の提出	4
2	弁護士会による申込書のとりまとめ	5
3	諾否の通知	5
4	契約申込書記載内容の変更	5
第 4	指名通知業務の準備	6
1	指名通知用名簿の作成	6
2	指名通知用名簿の種類	6
第 5	センターに対する報告	6
第 6	指名通知の方法	7
1	指名通知用名簿に基づく指名打診、承諾の確認	7
2	指名打診に対する承諾の努力義務	7
第 7	報酬及び費用の算定・支払の方法	7
1	報酬算定の手続の概要	7
2	事件の終了から報酬及び費用の支払までの流れ	8
3	報告書の記載内容	11
第 8	報酬及び費用の算定基準	11
1	総則	11
	(1) 基本的な考え方	11
	(2) 付添人の労力を反映させた客観的基準（労力基準）	11
	(3) 一定の成果に対する加算報酬（成果基準）	12
	(4) 報酬と費用の別立て	12
	(5) 消費税調整額について	12
2	家庭裁判所において任された国選付添人に対する算定基準	14
	(1) 基礎報酬	14
	(2) 実質審理期日に対する加算報酬	14

(3) 打合せに対する加算報酬.....	14
(4) 終局決定言渡期日等に対する加算報酬.....	15
(5) 試験観察加算報酬.....	15
(6) 遠距離面会等加算報酬.....	15
(7) 特別案件加算報酬.....	17
(8) 特別成果加算報酬.....	17
(9) 環境調整加算報酬.....	19
(10) 抗告申立書加算報酬.....	19
(11) 記録謄写費用.....	20
(12) 遠距離面会等交通費・遠距離面会等宿泊料.....	21
(13) 出張に伴う旅費・日当・宿泊料.....	22
(14) 通訳人費用.....	22
(15) 審判準備費用.....	24
(16) 被疑者国選弁護人から国選付添人を継続して務めた場合の取扱い.....	24
(17) 基礎報酬の算定の特則.....	24
3 抗告審・再抗告審における算定基準.....	25
(1) 基礎報酬.....	25
(2) 審理加算報酬.....	26
(3) その他.....	26
4 保護処分取消しの事件における算定基準.....	27
第9 法律事務取扱規程.....	27
1 弁護士職務基本規程をもとにした24項目の基準.....	27
2 契約に違反した場合の措置.....	28
3 法律事務の取扱いの基準と措置との関係.....	28
4 法律専門職者団体への通知.....	28
5 その他の措置.....	29
6 措置に関する手続等.....	29
7 契約の終了等.....	30
8 弁護士会及び日本弁護士連合会に対する協力.....	30

本書中で引用している「総合法律支援法」「業務方法書」「法律事務取扱規程」「国選付添人の事務に関する契約約款」は、日本司法支援センター（法テラス）のHPに掲載しています。

日本司法支援センター（法テラス）<https://www.houterasu.or.jp/>

第1 諸規則全体の構造

日本司法支援センター（以下「センター」といいます。）では、国選付添人になろうとする弁護士との契約、国選付添人候補の指名及び裁判所への通知、国選付添人に対する報酬・費用の支払などの業務を行います（綜合法律支援法（以下「支援法」といいます。）第30条第1項第6号）。

国選付添関連業務に関するセンターの基本的なあり方等は「業務方法書」「法律事務取扱規程」「国選付添人の事務に関する契約約款」に規定されていますが、規則としての位置づけや対象範囲が異なります。

1 業務方法書について

業務方法書は、独立行政法人などの法人が行う業務の具体的な方法の要領を記載した書類のことです。法人が行う業務の公共的性格に鑑み、業務の具体的方法について一定程度主務大臣の関与に係らしめる必要があることから、法人に作成が義務づけられるとともに、主務大臣の認可を得ることが求められています。こうした業務方法書の位置づけは、独立行政法人の枠組みを一部利用しているセンターにおいても同様であり、センターは、業務開始にあたり、業務方法書の作成を義務づけられ、法務大臣による認可を受けており、また変更にあっても認可を受けています（支援法第34条）。

業務方法書は、センターが行う業務全般について規定しています。

2 法律事務取扱規程について

法律事務取扱規程は、他の独立行政法人等に例を見ない、センター固有のものです。

センターにおいては、他の独立行政法人とは異なり、弁護士や司法書士という法律専門家と契約して、他者の権利・利益に関して法律事務を取り扱わせるという特殊な業務を行いますので、その業務の遂行の上で、これらの法律専門家の職務の独立性を確保しなければならないという特別な課題が課せられています。そこで、支援法では、法律専門家の職務の独立性を確保するとともに、センターが契約弁護士・契約司法書士に対して契約上の措置をとる場合の判断の客観性を確保するため、第三者機関として審査委員会を設置し、センターが契約した法律専門家に対して契約上の措置をとる場合には、審査委員会の議決を経なければならない旨定めています（支援法第29条第8項第1号）。

また、支援法は、契約弁護士等による法律事務の取扱いの基準に関する事項や、契約に違反した場合の措置に関する事項などを定めるための規定として、法律事務取扱規程を設け、その作成及び変更にあたっては、審査委員会の議決を経なければならない旨定めています（支援法第29条第8項第2号）。契約上の措置をとる場合の実体的要件や、措置の具体的内容についても、審査委員会による公正かつ中立的な判断を経ることとされています。

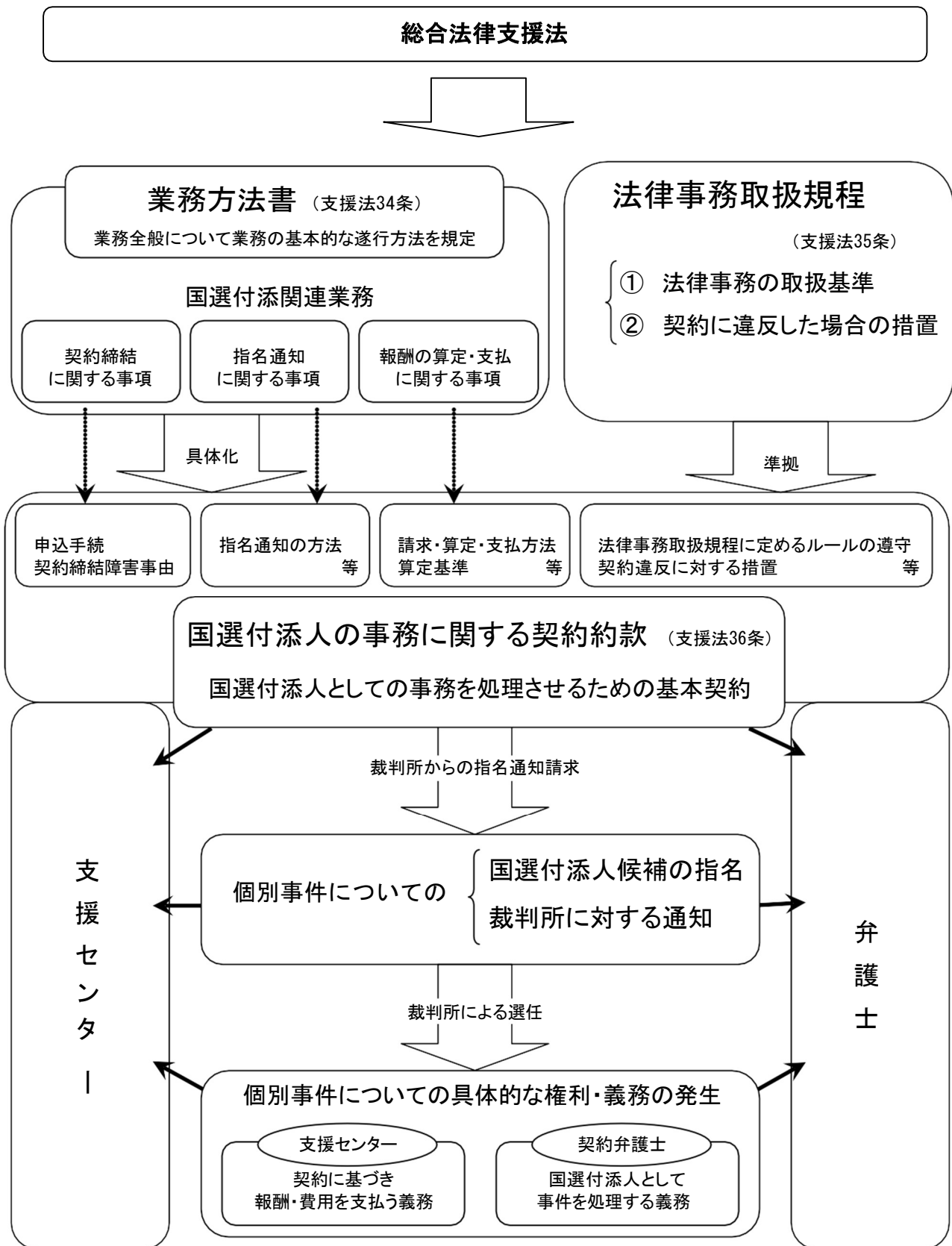
法律事務取扱規程は、法律事務を取り扱う契約弁護士等が遵守すべき法律事務の取扱いの基準と、契約に違反した場合の措置について規定しています（支援法第35条）。なお、法律事務取扱規程は、民事・刑事・少年を問わず、また、受託業務（日弁連の委託援助業務を含む）に関しても、法律事務の取扱いに関する契約全般が対象となります。また、センターのスタッフ弁護士については、司法過疎地域において私選の刑事弁護事件を担当する場合なども対象となります。

3 国選付添人の事務に関する契約約款について

国選付添人の事務に関する契約約款（以下「国選付添人契約約款」又は単に「契約約款」といいます。）は、一般の弁護士との間で、国選付添人の事務の取扱いについて締結する契約の内容を規定するものであり、国選付添人の契約の締結に関する事項、国選付添人候補の指名通知に関する事項、報酬及び費用の算定基準とその支払に関する事項並びに契約解除その他契約に違反した場合の措置に関する事項を定めるものです（支援法第36条参照）。

国選付添以外の法律事務に関する契約、例えば、民事事件に関する契約や、少年事件でも私選付添に関する契約は、適用対象になりません。また、国選付添事務の取扱いに関する契約でも、スタッフ弁護士との間の契約のように、給与の支払という方法によって法律事務の取扱いに対する対価が支払われる契約も、この契約約款の対象にはなりません。スタッフ弁護士については、別途契約（勤務契約）が締結されています（業務方法書第71条第16・17号、法律事務取扱規程第2条第5号参照）。

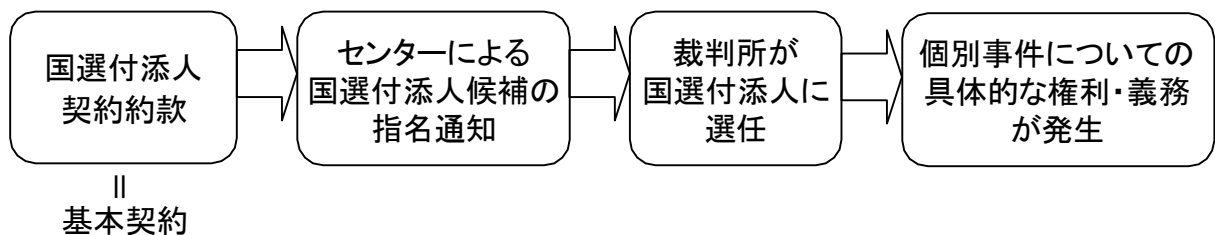
【表 1】諸規則全体の構造



第2 契約約款と個別事件との関係

契約締結から個別事件に関する権利義務関係の発生に至るまでのメカニズムについては、契約約款による契約を基本契約と位置づけ、これに基づくセンターからの指名通知及び裁判所からの選任によって、個別事件に関する権利義務関係が発生する、という法的構成を採用しています。これは、基本契約の締結によって国選付添人候補者をあらかじめ確保するとともに、個別事件については、迅速な手続によって権利義務が発生させる必要があるためです。

【表 2】 契約締結から個別事件についての権利義務関係の発生まで



なお、一般国選付添人契約は、全ての国選付添事件を対象とする契約ですが、この契約を締結したからといって、全ての国選付添事件を担当しなければならないというものではありません。具体的に担当する事件の種類は、当該種類の事件に対応する指名通知用名簿への登載を承諾するかどうかによって決まります（契約約款第7条第1項、第3項参照）。したがって、例えば、重大事件用の名簿が作成される場合において、通常の国選付添事件は受任するが、重大事件は受任しないというときは、通常事件用の指名通知用名簿にのみ登載を承諾し、重大事件用の指名通知用名簿には登載を承諾しない、という選択が可能であり、その場合には、通常の国選付添事件についてのみ指名の打診がなされ、重大事件については指名の打診がなされない、という取扱いが行われることになります（後記「第6 指名通知の方法」参照）。もっとも、どのような種類の指名通知用名簿を作成するかは、各地における協議を踏まえて決定されており、具体的な運用は各地の実情に応じて異なっています。

第3 契約締結の方法

1 契約申込書の提出

センターとの間で国選付添人契約を締結しようとする弁護士は、その所属する弁護士会に対応するセンターの地方事務所（以下、「地方事務所」といいます。）に対し、契約申込書及び所属弁護士会発行の会員登録証明書（その発行日付が提出日から1か月以内のものに限る。）を提出します。ただし、現にセンターとの間で国選弁護士人契

約又は国選被害者参加弁護士契約を締結している弁護士については、会員登録証明書の提出を要しません（業務方法書第72条第3項、契約約款第4条第1項）。

契約申込書には、契約約款第4条第2項に定める必要的記載事項を記載しますが、指名通知用名簿作成の便宜のため、地域の実情に応じて契約約款に定める事項以外の事項を記載する形式の書式を用いることも可能です。契約約款に定める記載事項以外のものとしては、例えば、受任する事件が係属する家裁支部の特定、各種事件名簿への登載の諾否などが考えられますが、どのような事項の記載を求めるかは、各地の地方事務所と弁護士会との協議により決定しています。各地の書式については、各地の地方事務所又は弁護士会に備え置いています。

2 弁護士会による申込書のとりまとめ

地方事務所は、その所在地にある弁護士会からの申出があるときは、弁護士会に所属弁護士の申込書のとりまとめを依頼し、弁護士会から申込書をまとめて受領する方法により申込みを受け付けます（業務方法書第72条第4項）。

また、地方事務所は、申込書のとりまとめを行う弁護士会から、あらかじめ、国選付添人として推薦する弁護士についてのみ申込書のとりまとめを行う旨の通知を受けているときは、弁護士会によるとりまとめを経ずにされた所属弁護士からの申込みについて、弁護士会が申込書のとりまとめを行っている旨を告げた上で申込書を受理し、当該申込者との契約締結について弁護士会に意見を求めた上で、申込みの諾否を判断する取扱いをします（業務方法書第72条第5項）。

3 諾否の通知

センターは、申込みを受け付けたときは、速やかに諾否を決定して申込者に通知します（業務方法書第72条第8項、契約約款第6条）。

なお、弁護士会が申込書のとりまとめを行った場合で、申込者からその旨の指示があるときには、諾否の通知を、弁護士会を通じて行う取扱いとすることも可能です。

4 契約申込書記載内容の変更

契約申込書の記載事項に変更があったときは、センターと契約した弁護士は、遅滞なくその旨を契約申込書を提出した地方事務所に届け出てください（契約約款第9条第1項）。また、所属弁護士会を変更したときは、遅滞なくその旨を変更後の所属弁護士会に対応する地方事務所に届け出てください（契約約款第9条第2項）。

変更届の書式は各地の地方事務所に備え置いています（センターのHPからダウンロードすることもできます。）。

第4 指名通知業務の準備

1 指名通知用名簿の作成

センターは、裁判所等から、国選付添人の候補を指名して通知するよう請求があったときは、遅滞なく、国選付添人契約弁護士の中から、国選付添人の候補を指名し、裁判所に通知するための体制を整備します（業務方法書第73条第1項）。

指名通知業務の体制整備は、指名通知業務を迅速かつ確実に行うために必要なものであり、国選付添人候補の指名通知を請求する裁判所と指名通知業務を行う地方事務所との対応関係の決定（業務方法書第73条第4項）、作成すべき名簿の種類、国選付添人の候補として指名する手順の決定（同条第8項）などを行います。

そして、指名通知業務の体制整備の中で最も重要な作業が、指名通知を行うために用いる名簿（以下「指名通知用名簿」といいます。）の準備です。指名通知業務を迅速かつ確実に遂行するため、地方事務所ごとに、あらかじめ指名通知用名簿を調製し、地方事務所に備え置きます（同条第6項）。

なお、地方事務所は、弁護士会から申出があるときは、弁護士会に指名通知用名簿の調製への協力を依頼し、これに基づいて同名簿を調製します（同条第7項）。

2 指名通知用名簿の種類

指名通知用名簿は、各地域において、裁判所や弁護士会との協議を経て作成されています。一般的には、次のような名簿が考えられます。

- ア 通常事件用名簿** 担当日を決める待機制の名簿、担当日を特定せずに受任用意のある弁護士を登載する名簿など
- イ 重大事件用名簿** 重大事件や複雑困難事件など、付添活動に特別な負担を要する事件に対応するための名簿など
- ウ 抗告審・再抗告審用名簿**
- エ その他の名簿** 例えば、支部ごと・地区ごとの名簿など

第5 センターに対する報告

次のような場合には、センターに対する報告をお願いします。

- ① 国選付添人を解任されたとき（契約約款第10条第2項）
- ② 審級における付添活動が終了したとき（契約約款第11条第1項）
- ③ センターが、少年法第31条の規定による費用の徴収に関する判断を行う裁判所等の要請に応じるため、国選付添人に係る費用を算定するために必要な事項の報告を求めたとき（契約約款第12条）

第6 指名通知の方法

1 指名通知用名簿に基づく指名打診、承諾の確認

地方事務所は、裁判所等から国選付添人候補の指名通知請求を受けたときは、遅滞なく、国選付添人契約弁護士の中から、国選付添人の候補を指名し、裁判所等に通知します（業務方法書第74条第1項）。

このうち、一般の契約弁護士について指名通知を行う場合には、指名通知用名簿に基づき、あらかじめ定められた指名の手順に従って指名することについての打診を行い、弁護士の承諾を確認した上で、国選付添人候補として指名し、裁判所等に通知します（業務方法書第74条第2項、契約約款第7条第1項、第8条）。

2 指名打診に対する承諾の努力義務

契約約款第7条第3項に、指名打診を受けた契約弁護士は、指名打診を承諾するよう努めなければならない旨が規定されています。

第7 報酬及び費用の算定・支払の方法

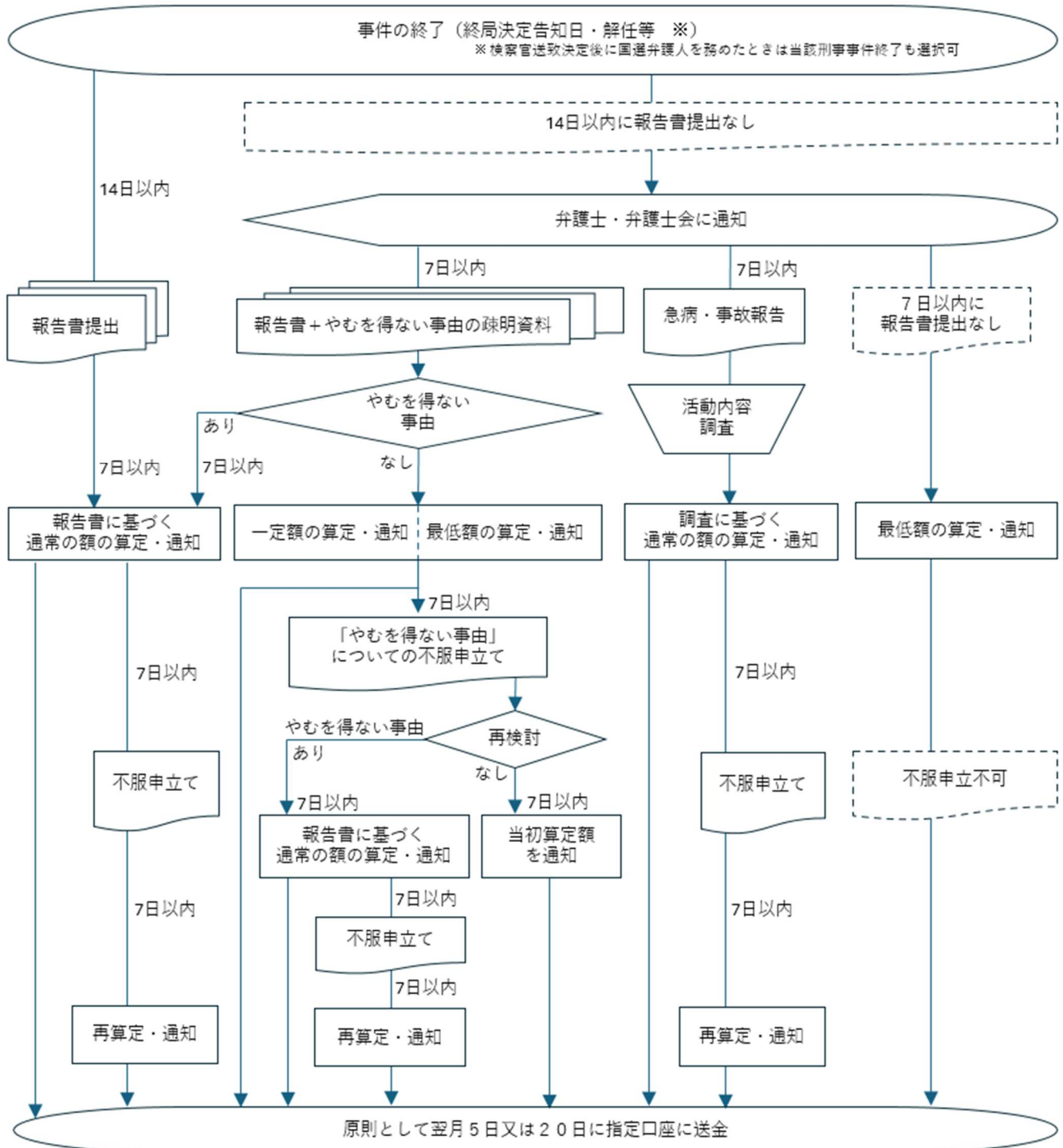
1 報酬算定の手続の概要

国選付添人に対する報酬及び費用は、契約約款別紙として定められる「報酬及び費用の算定基準」（以下「算定基準」といいます。）に基づいて算定します。算定基準は、できるだけ客観的な指標に基づいて報酬及び費用を算定するよう、策定されています。また、国選付添人に対して支払う報酬及び費用は、国選付添人契約弁護士からの報告に基づいて算定します。センターが算定した金額に対し、当該弁護士から不服の申立てがあった場合には再算定を行いますが、再度の不服申立制度は設けず、金額は再算定を経た段階（不服申立てがない場合には不服申立期間が経過した段階）で確定させる、という方式になっています。算定の手続がこのような方式とされているのは、国選付添人に支払われる報酬及び費用が少年法第31条の規定による費用の一部となるため、手続上、早期にその金額を確定させる必要があるとの事情によるものです。

なお、センターは、国選付添人から提出された報告書に基づいて報酬及び費用を算定しますが、その報告の真実性を担保するため、センターは報告書の内容を確認するために必要な調査を行うことができ、また国選付添人はセンターが行う調査に協力しなければならない旨が定められています（契約約款第24条）。

2 事件の終了から報酬及び費用の支払までの流れ

【表 3】事件の終了から報酬及び費用の支払までの流れ



（1）報告書の提出

国選付添人が、報酬及び費用を請求しようとするときは、事件終了日から14日（土日休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を含みません。以下、報酬及び費用の算定及び支払に関する期間の計算については、特別の定めがある場合を除き、同じです（契約約款第16条）。）以内に、センター

に報告書を提出して報酬及び費用を請求しなければなりません。

ここでいう「事件終了日」とは、原則として、①終局決定その他の事由により保護事件の審級における審理手続が終了したときは当該終了の日（抗告期間の満了日ではありません。）、②国選付添人を解任されたときは解任日となります（契約約款第17条第1項第1号、第3号）。

ただし、①の例外として、少年について検察官送致の決定（少年法第19条第2項、第20条、第23条第3項、又は第62条第1項）があり、国選付添人が当該決定に係る刑事事件の国選弁護人を務めたときは、当該刑事事件の終了等の日又は上記①の日のうち、当該国選付添人が選択した日が上記保護事件の終了日となります（契約約款第17条第1項第2号、国選弁護人の事務に関する契約約款第19条第2項。この場合において、上記①の日から14日以内に報告書が提出されないときは、刑事事件の終了等の日を選択したものとみなすこととなります。）。

（２）センターによる報酬算定等

センターは、報告書が提出されたときは、提出があった日から7日以内に報酬及び費用を算定して、当該弁護士にその額及び内訳を通知します（契約約款第20条第1項）。当該弁護士は、この通知を受けた日から7日以内に、不服の対象となる算定項目及び理由を付して、不服の申立てをすることができます（同条第2項、第3項）。センターは、不服の申立てを受けたときは、報酬及び費用を再度算定し、不服の申立てを受けた日から7日以内にその結果を通知します（同条第4項）。これにより、センターが支払うべき金額は確定し、当該弁護士は、再度にわたって不服の申立てをすることはできません。

なお、センターからの報酬及び費用の内訳にかかる通知並びに不服の申立てにかかる再算定結果の通知は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときに限り、同条第1項又は第4項に規定する期間をそれぞれ7日以内に限り延長することができます（同条第5項）。

センターは、当該契約弁護士に対し、金額が確定した日が月の1日から15日までの期間内の日であるときはその日の属する月の翌月5日、その日が月の16日から末日までの期間内の日であるときはその日の属する月の翌月20日（報告書を提出した日から起算して60日（土日休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を含みます。）を経過する日の方が早く到来するときはその日）に、報酬及び費用を指定口座に送金して支払います（同条第6項）。

（３）所定の期間内に報告がなかった場合の手続

① 弁護士及び弁護士会に対する通知

センターは、国選付添人契約弁護士が報告書の提出期間内に報告書を提出しないときは、当該弁護士及びその所属弁護士会に対し、その旨を通知します（契約

約款第 2 1 条第 1 項本文)。ただし、センターが通知するまでの間に報告書が提出されたときは、弁護士会への通知は行いません(同項ただし書)。

② 報酬及び費用の請求

通知を受けた弁護士は、通知を受けてから 7 日以内に、報告書の提出期間内に請求できなかったやむを得ない事由を疎明する資料を添えて、地方事務所に対し報告書を提出して、報酬及び費用の請求をすることができます(契約約款第 2 1 条第 2 項)。

ア やむを得ない事由があると認められる場合

センターが、やむを得ない事由により報告書の提出期間内に請求することができなかったと認めるときは、所定の期間内に行われた請求と同様に取り扱い、報告書に基づいて報酬及び費用を算定し、請求から 7 日以内に国選付添人契約弁護士にその額及び内訳を通知します。当該弁護士は、算定の結果に対して不服の申立てをすることもできます(契約約款第 2 1 条第 5 項、第 6 項)。

イ やむを得ない事由があるとは認められない場合

やむを得ない事由により報告書の提出期間内に請求することができなかったとは認められない場合は、原則として、請求がされなかった場合と同様に取り扱うことになり、ゼロ円とすることを含む最低限の金額を報酬及び費用の額として算定します(契約約款第 2 2 条の 2 第 1 項第 2 号、算定基準第 2 4 条第 1 項、第 3 2 条)。具体的には、このような場合、原則として、基礎報酬の額の 5 0 % のみを算定し(費用は算定されません。)(算定基準第 2 4 条第 1 項)、第 1 回審判期日前に解任その他の理由により国選付添人の活動を終了した場合には基礎報酬も算定されません(同条第 2 項)。

ただし、活動実績の存在が明らかな下記の場合には、一定の基礎報酬及び通訳人費用を算定します(契約約款第 2 2 条の 2 第 1 項、算定基準第 2 4 条第 3 項)。

1) 家庭裁判所において選任された国選付添人の事件

保護事件を終局させる決定等によって当該審級における手続が終了したことを証する書面(例: 審判書の写し)を提出した場合であって、かつ算定基準第 8 条各号に掲げる事由がいずれもないと認めるとき

2) 抗告審及び再抗告審で選任された国選付添人の事件

意見書等を提出したことを証する書面(例: 意見書の写し)を提出した場合であって、かつ算定基準第 2 7 条各号に掲げる事由がいずれもないと認めるとき

なお、契約弁護士は、期間内に請求することができなかったことに関するやむを得ない事由の有無について、不服の申立てをすることができます(契約約

款第22条の2第2項）。

ウ 期間経過の通知から7日以内に請求がない場合

期間経過の通知から7日以内に請求がない場合には、請求がないものとして取扱い、ゼロ円とすることを含み最低限の金額を報酬として算定します（契約約款第22条第1項第1号、算定基準第24条、第32条）。

ただし、期間経過の通知を受けた弁護士会が、7日以内にセンターに資料を提出し、当該弁護士が急病又は事故により期間内に報酬及び費用を請求することができなかったことを疎明したときは、センターは、弁護士会から提出された資料等を踏まえてセンターが調査したところに従い報酬及び費用を算定します（契約約款第22条の3第1項）。この算定の結果に対して、当該弁護士は、不服の申立てをすることができます（同条第2項）。

3 報告書の記載内容

報告書には、審判回数、立会時間、加算事由、費用等の記載欄が設けられています（個別の記載項目（算定項目）については後述）。なお、報告書の書式はセンターのHPからダウンロードすることができます。

第8 報酬及び費用の算定基準

1 総則

国選付添人に支給する報酬及び費用は、算定基準に基づいて算定します。

（1）基本的な考え方

- ① 付添人の労力を反映させた客観的基準（労力基準）
- ② 一定の成果に対する加算報酬（成果基準）
- ③ 報酬と費用の別立て

という3点を軸に、具体的な算定基準を策定しています。

（2）付添人の労力を反映させた客観的基準（労力基準）

① 労力の目安とすべき基本的な指標

まず、労力の目安とすべき基本的な指標としては、審判期日を用いています。これは、審判期日における活動が付添活動の中心になることによるものです。もとより、国選付添人の活動は、審判期日における活動に限られるものではなく、その前後に様々な活動が行われることが一般的ですが、審判期日における活動以外の活動については、その活動の有無・内容を全て把握することは困難であることから、客観的な把握が比較的容易な審判期日の回数・時間を報酬算定における基本的な指標としています。

② 手続の類型に応じた基準設定

国選付添の対象事件は、死刑又は無期若しくは長期3年を超える拘禁刑に当たる罪、故意の犯罪行為により被害者を死傷させた罪、過失運転致死傷等の罪に係る事件であり（少年法第22条の3第1項、第2項、第22条の5第2項）、いずれも重大又は深刻な事件です。そこで、国選付添の算定基準については、罪の軽重による分類は行われず、次のとおり手続の類型に応じた算定基準が設定されています。

- ・ 単独事件（検察官不関与）
- ・ 合議事件（検察官不関与）
- ・ 検察官関与事件

（3）一定の成果に対する加算報酬（成果基準）

また、国選付添人が、示談、非行事実なしなどの顕著な成果をあげたときには、通常の報酬（労力に基づく報酬）とは別に、成果の大きさに見合った特別の加算報酬を支給することとしています（算定基準第16条）。

成果基準（特別成果加算報酬）は、あくまでも成功報酬ですから、付添活動（例えば示談交渉等）にいくら労力を要したとしても、現実にも所期の成果があらなければ、支給の対象とはなりません。

（4）報酬と費用の別立て

裁判所が国選付添報酬を支払っていた時代には、費用は事実上報酬と一体として支払われていましたが、算定基準では、費用は、報酬と別立てで支給することになりました（算定基準第19条ないし第23条）。

もっとも、付添活動に伴って通常支出される経費（通信費や近距離の交通費等）は、基礎報酬で賄うものと整理され、通常の経費の枠内に収まらない支出についてのみ、支給範囲と上限を定めて支給することとしています。

（5）消費税調整額について

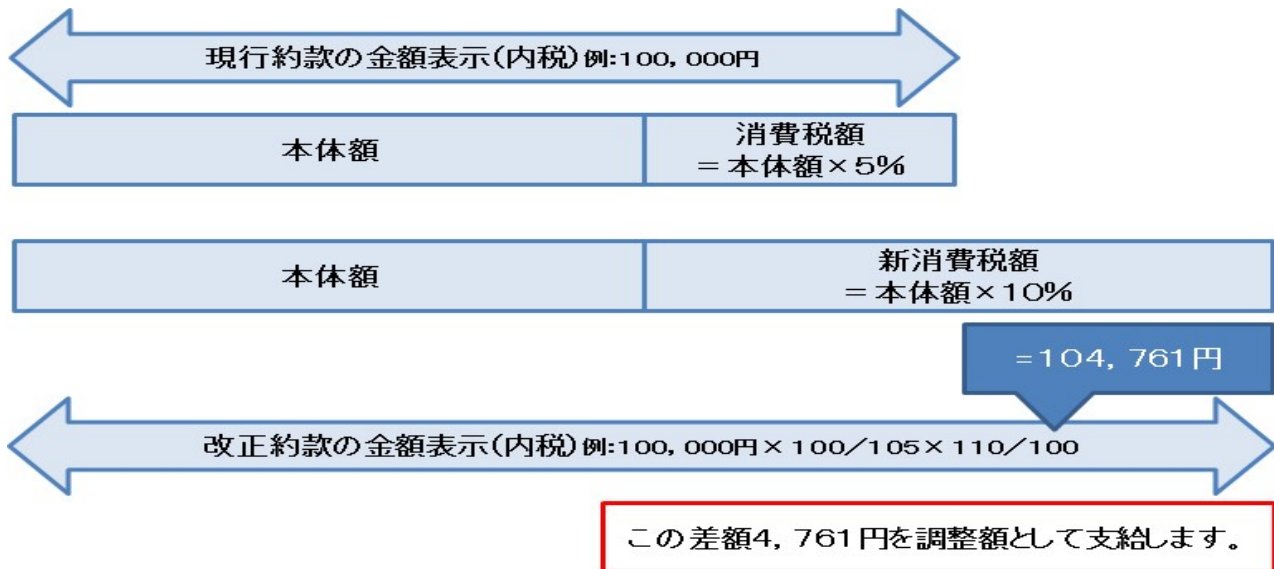
次頁以降で説明する報酬額については、消費税が5%の時代に、消費税額を含めた額として定められたものですが、消費税が10%に改正された令和元年10月1日以降においては、報酬の費目で算定された額の合計額（A）に105分の100を乗じ、さらに100分の110を乗じた額（B）をもって、報酬の額とします（算定基準第1条の2。AとBの差額は、算定結果通知において、「消費税調整額」という費目で計上されます。）。

なお、費用の費目で算定される部分については、実費を償還するとの考え方に立っており、実費には基本的に消費税分も含まれていますので、調整の対象とはさ

れません。

【表４】消費税率の引上げに伴う調整例

（報酬の費目で算定される額の総額が１０万円であった場合の調整額）



2 家庭裁判所において任された国選付添人に対する算定基準

(1) 基礎報酬

基礎報酬の額は、次のとおり、検察官不関与事件は、単独事件、合議事件とも9万円、検察官関与事件は10万円です。なお、基礎報酬は、国選付添人が実質審理期日（陳述の録取又は証拠調べが行われた審理をいいます。契約約款本則別表A1番号1（10））に出席した場合に支給されます（算定基準第6条、同別表A1）。

類 型	金 額
単独事件（検察官不関与）	90,000円
合議事件（検察官不関与）	90,000円
検察官関与事件	100,000円

(2) 実質審理期日に対する加算報酬

国選付添人が実質審理期日に出席したときは、次のとおり、開廷日ごとに、立会時間に応じて加算します。ただし、第1回期日については、45分を超える部分が加算の対象となります（算定基準第11条、同別表B1～3）。

なお、期日の回数は「日」を単位としているため、同一事件について、同一日の午前と午後に審判が行われた場合には、期日1回として算定することになり、午前の審判期日の開始時点から午後の審判期日の終了時点までの通算時間から、昼の休廷時間その他在廷の必要のない休廷時間を除外した時間を立会時間として算定します（契約約款本則別表A1番号1（11）、算定基準第11条第2項）。

一般的な意味での「昼休み」の時間帯だけでなく、当該国選付添事件について時間的拘束を受けていない場合には、その時間を休廷時間として立会時間から除外します。

(3) 打合せに対する加算報酬

国選付添人が、裁判官又は家庭裁判所調査官との間で、審判の準備のため面接による打合せをしたときは、次のとおり、裁判官の場合は1回目から、家庭裁判所調査官の場合は2回目から、打合せの回数ごとに、報酬を加算します。なお、同一日における複数回の打合せは1回と算定します（算定基準第12条、同別表C）。

打合せの相手方	加算方法
裁判官	1 回目から加算
家庭裁判所調査官	2 回目から加算

手続類型	加算額
単独事件（検察官不関与）	7, 200円
合議事件（検察官不関与）	8, 000円
検察官関与事件	8, 500円

（４）終局決定言渡期日等に対する加算報酬

国選付添人が、終局決定言渡期日等（手続期日のうち、第1回審判期日以外のもの、実質審理期日に該当しないものをいいます。契約約款本則別表A1番号1（13））に出席したときは、次のとおり、終局決定言渡期日等に対する加算報酬として、出席した期日（同一の日に複数回の期日に出席したときは1回と算定）につき 3000円を加算します（算定基準第13条）。

終局決定言渡期日等に対する加算	3, 000円
-----------------	---------

（５）試験観察加算報酬

少年が試験観察に付されたときは、次のとおり、3万円を加算します（算定基準第10条）。

試験観察加算報酬	30, 000円
----------	----------

（６）遠距離面会等加算報酬

国選付添人の事務所所在地を管轄する簡易裁判所（以下「最寄簡裁」といいます。）から目的地まで直線で片道25キロメートル以上、又は、最も経済的な通常の経路及び方法で片道50キロメートル以上の移動を要する少年との面会、記録の閲覧若しくは謄写、鑑別技官との打合せ、被害者との示談交渉、非行現場の確認、目撃者、証人予定者その他事件関係者との打合せ又は少年の保護者、親族、身元引受人、学校関係者、雇用主、補導委託先若しくはこれに準じる者との打合せ（以下「遠距離面会等」といいます。）が行われた場合は、1回の移動距離に対して、次のとおり、遠距離面会等加算報酬を加算します（算定基準第14条第1項、同第2項）。

遠距離面会等加算報酬	4, 000円又は8, 000円 (移動距離に応じた2段階制)
------------	------------------------------------

① 4000円の遠距離接見等加算報酬が加算される場合

次のいずれかの場合に加算されます。

- ア 最寄簡裁から目的地までの直線距離（以下「直線距離」といいます。）が片道25キロメートル以上50キロメートル未満のとき
- イ 直線距離が片道25キロメートルで未満であって、最も経済的な通常の経路及び方法により移動した場合に片道50キロメートル以上100キロメートル未満となるとき

② 8000円の遠距離接見等加算報酬が加算される場合

次のいずれかの場合に加算されます。

- ア 直線距離が片道50キロメートル以上のとき
- イ 直線距離が片道25キロメートル以上50キロメートル未満であって、最も経済的な通常の経路及び方法により移動した場合に片道100キロメートル以上となるとき

③ 按分等

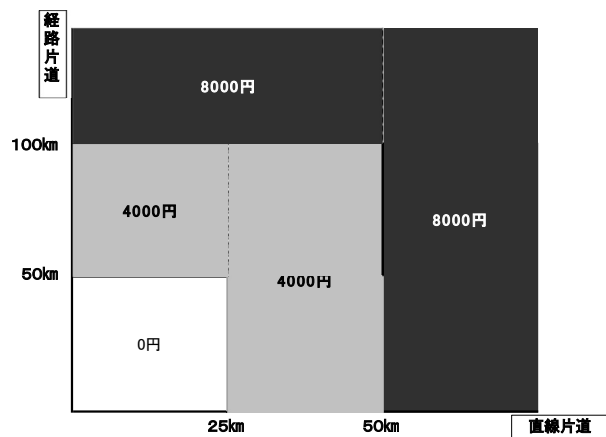
遠距離移動が同一事件の手続期日への出席のための出張（後記（13）参照）

（注）を兼ねる場合は、遠距離面会等加算報酬は支給されません（算定基準第14条第1項ただし書）。また、他の国選弁護事件、国選付添事件又は国選被害者参加事件と同一機会の遠距離移動の場合は、それぞれの事件に按分します（同条第3項、第4項）。

【遠距離面会等加算の対象活動】

- ・ 少年との面会
- ・ 記録の閲覧・謄写
- ・ 鑑別技官との打合せ（注）
- ・ 被害者との示談交渉
- ・ 非行現場の確認
- ・ 目撃者、証人予定者その他事件関係者との打合せ
- ・ 少年の保護者、親族、身元引受人、学校関係者、雇用主、補導委託先
又はこれに準じる者との打合せ

【遠距離面会等加算報酬～直線距離と経路距離ごとの適用関係】



（注）裁判官又は家庭裁判所調査官との打合せ（前記（３）参照）は、別途加算報酬の対象となる「手続期日」に該当し、そのための移動は「出張」となりますので、遠距離移動と兼ねた場合は、遠距離面会等加算報酬は支給されません。

（７）特別案件加算報酬

付添人に対する暴行、脅迫その他の少年の責めに帰すべき事由により付添人にその職務を継続させることが相当でないことを理由に国選付添人が解任された保護事件について選任された後任の国選付添人には、通常報酬（上記（１）ないし（５））の５０％を加算します（算定基準第１５条）。

（８）特別成果加算報酬

① 不処分加算

ア 全部不処分の場合

送致事実の全部又は一部について非行事実が認められないことを理由に、送致事実の全部について保護処分に付さない旨の決定があったときは、５０万円を限度として通常報酬の１００％を加算します。ただし、国選付添人が送致

事実を争わなかったときは、加算の対象にはなりません（算定基準第16条第1項）。

イ 一部不処分の場合

送致事実の一部について非行事実が認められないことを理由に、その送致事実の一部について保護処分につさない旨の決定があったときは、30万円を限度として通常報酬の50%を加算します。ただし、国選付添人が送致事実を争わなかったときは、加算の対象にはなりません（同条第2項）。

前記ア及びイの「送致事実を争わなかったとき」とは、「非行事実に当たらないとの判断の理由とされた点を争っていなかったとき」をいいます。例えば、国選付添人が構成要件該当性を争っていない場合であっても、（審判で非行事実が認められない理由とされた）違法性阻却事由（正当防衛等）の存在を主張して非行事実に当たらないことを争っていれば、「送致事実を争った」といえます。

逆に、国選付添人が構成要件該当性のみを争っていた場合に、審判で構成要件該当事実を認めた上で、違法性阻却事由（正当防衛等）の存在を認定して非行事実が認められないとし、これを理由として保護処分につさない旨の決定がされたときは、本特別成果加算の対象とはなりません。

②示談成立等

裁判所が認定した非行事実に摘示された損害（解任の場合は、解任時の非行事実）について、被害者等との間で私法上の和解契約が成立した場合、全損害の100%相当額以上の賠償がなされた場合、全損害の50%相当額以上の損害賠償がなされた場合、嘆願書（少年を宥恕し寛大な処分を求める内容の文書）若しくは嘆願証言（少年を宥恕し寛大な処分を求める内容の証言）を取得した場合の各々について、その事実を証明する書面が審判手続において証拠として取り調べられたとき、又は解任後に同書面を少年・後任の付添人に引き継いだときは、成果をあげた被害者の人数に応じて特別成果加算報酬を加算します（算定基準第16条第3項、同条第4項、同別表D）。

「事実を証明する書面」とは、私法上の和解（示談）契約の成立を証明する書面については、いわゆる「清算条項」が記載されていること、嘆願書の取得を証明する書面については、少年を許し、かつ、寛大な処分を嘆願する旨が記載されていることなどが目安となります。

また、加算額の決定においては、獲得した成果によって、最初の1人分の報酬額（別表Dの各A欄）と2人分以降の1名分あたりの報酬額（別表Dの各B欄）を設定し、被害者数に応じてこれらを加算した金額を支給します。成果加算額は

次のとおりです。

【算定基準別表D 一部抜粋】

和解契約の成立	A	3万円
	B	3000円
100%相当額以上について損害賠償	A	2万円
	B	2000円
50%相当額以上について損害賠償	A	1万円
	B	1000円
嘆願の取得	A	5000円
	B	500円

例えば、被害者1人と和解が成立した場合は3万円、被害者2人と和解が成立した場合は3万3000円、被害者3人と和解が成立した場合は3万6000円をそれぞれ加算します。

なお、複数の被害者について、複数の種類の成果をあげたときの最初の1人目の報酬額（別表Dの各A欄）の決定にあたっては、加算報酬額の最も高い額を加算し、2人目以降の被害者はその成果に応じて別表Dの各B欄の特別成果加算報酬の額を順次加算する方法により、特別成果加算報酬の額を決定します。

ただし、交通事故に関する保護事件で、損害賠償責任保険によって損害賠償に要する額が全額賄われたときは、特別成果加算報酬は算定されません（算定基準第16条第3項ただし書）。

（9）環境調整加算報酬

国選付添人が、少年の更生に必要な環境の調整として当該少年の就学先、就労先又は居住先を確保し、かつ、当該少年に対し、保護処分に付さない旨の決定又は保護観察決定がなされたときは、次のとおり、3万円を加算します（算定基準第17条）。

環境調整加算報酬	30,000円
----------	---------

（10）抗告申立書加算報酬

保護処分の決定に対し、抗告趣意を記載した抗告申立書を作成・提出したときは次のとおり、1万円を加算します（算定基準第18条）。

抗告申立書加算報酬	10,000円
-----------	---------

(11) 記録謄写費用

① 例外

国選付添人が謄写した記録の枚数が200枚を超えるときに、次のとおり、記録謄写費用を算定します（算定基準第19条第1項、第2項）。

ア 通常の場合

{ (謄写枚数) - 200 } × 20円 (定額)

イ 謄写枚数1枚につき20円を超える額を現に支払った場合

{ (謄写枚数) - 200 } × 40円を上限とする実費

写真機（デジタルカメラ等）を使用して撮影し、事務所で印刷した場合についても、上記ア、イの基準で算定します。

カラー印刷されている記録をカラー謄写したときは、カラー謄写1枚当たり謄写枚数2枚と換算します（算定基準第19条第3項）。したがって、カラーのみのときは、100枚超で謄写費用支給対象となります。

② 例外

ア 否認事件等に対する実費支給

下記の事件の記録に限り、謄写枚数の全部について、40円（カラーは1枚100円）を上限とする実費を支給します（算定基準第19条第4項）。

- ・ 否認事件（一部否認事件を含む。）（注）

（注）否認事件とは、送致事実を争う場合のほか、正当防衛の成否や責任能力の有無を争う場合も含みますが、犯行動機等の情状事実のみを争う場合は含みません。

- ・ 法定刑に死刑の定めがある罪に係る保護事件
- ・ 故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係る保護事件
- ・ 記録枚数が2000を超える保護事件

イ 複数国選付添人のための記録複製

上記アに該当する保護事件で、同一の保護事件に複数の国選付添人が選任された場合であって、一方の国選付添人が相付添人のための謄写記録の複製を作成したときは、複製枚数×10円の謄写費用を支給します（算定基準第19条第6項、第7項）。

ウ 紙以外の媒体による記録謄写

CD、DVD等による記録を謄写したときは、実費を支給します（算定基準第19条第8項）。

エ 第1回審判期日前に解任された場合等

国選付添人が第1回審判期日前に解任された場合等は、謄写枚数全部について1枚20円又は1枚20円を超える額を現に支払った場合は1枚40円を上

限とする実費を支給します（算定基準第 19 条第 9 項）。カラー謄写は謄写 1 枚当たり 2 枚と換算します。

（１２）遠距離面会等交通費・遠距離面会等宿泊料

遠距離面会等（前記（６）参照）が行われたときには、交通費及び宿泊料を支給します。なお、記録謄写については、履行補助者（法律事務所の事務職員）を用いて謄写するときも、遠距離面会等交通費・宿泊料の支給対象となります（算定基準第 20 条第 1 項、第 3 項）。

なお、交通費については、原則として次の①から③のうちいずれか一つの方法のみ選択することができます。例えば、移動の一部を①、別の一部を②により算定することはできません。

遠距離移動が同一事件の事務期日への出席のための出張を兼ねる場合は、遠距離面会等交通費と期日への出席のための旅費のうち最も高額なもののみを支給し（算定基準第 20 条第 1 項ただし書）、他の国選弁護事件、国選付添事件又は国選被害者参加事件と同一機会の遠距離移動の場合は、それぞれの事件に按分します（同条第 4 項第 1 号、第 5 項第 1 号）。

① 直線距離キロ数に応じた定額支給

当該移動が「通常の経路及び方法」と認められない場合や、経路の確認ができない場合、疎明資料の提出がない場合等は、民事訴訟費用等に関する規則第 2 条第 1 項の規定に従って、最寄簡裁から目的地までの直線距離キロ数（片道）に定額（100 キロ未満は 30 円／km）を乗じた額を算定します（算定基準第 20 条第 2 項第 3 号）。

② 実費支給

当該移動が「通常の経路及び方法」であることが認められ、かつ、当該移動に要した費用の額を疎明する資料が提出された場合で、実際に支払った交通費の額が①の方法で算定した額を超える場合には、移動に要した交通費の実費を算定します（算定基準第 20 条第 2 項第 1 号）。

実費請求には、実費を疎明する資料の提出が必要です。航空運賃や船賃等を請求する場合には、領収書・半券が必要となりますが、領収書の取得が困難な普通列車や路線バス（市内バス）の利用については、遠距離移動の目的地までの移動の経路及び方法と現に支払った交通費の額を具体的に記載すれば、それで疎明したものと取り扱っています。

③ 自家用車を使用した場合の燃料代及び有料道路の通行料金

自家用車で遠距離移動をした場合で、目的地までの交通手段の実情その他を考

慮した上で、自家用車の使用が通常の方法と認められるときには、遠距離移動の通常の経路を基準として、センターの定める「国選弁護人の事務に関する契約約款別紙報酬及び費用の算定基準第32条第2項第2号、国選付添人の事務に関する契約約款別紙報酬及び費用の算定基準第20条第2項第2号及び国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款別紙報酬及び費用の算定基準第15条第2項第2号に規定する自家用車を使用して遠距離移動をした場合の交通費の算定に関する細則」に基づき、燃料代（ガソリン又は軽油）を算定します（算定基準第20条第2項第2号）。また有料道路の利用が通常の経路と認められる場合は、有料道路の通行料金（実費）を算定します。

上記燃料代及び有料道路の通行料金の支給は、①の方法で算定される額を超える場合を対象としています。また、有料道路の通行料金を請求する場合は、疎明資料（領収書・ETC 利用証明書等）の提出が必要になります。

④ 宿泊料

遠距離移動の目的のために宿泊を要したときには、民事訴訟費用等に関する法律第2条第4号の当事者等の宿泊料の例により算定した宿泊料を算定します。

当該宿泊が同一事件の審判期日への出席のための宿泊を兼ねる場合は、遠距離面会等宿泊料は支給されません（算定基準第20条第3項ただし書）。また、他の国選弁護事件、国選付添事件、国選被害者参加事件と同一機会の宿泊の場合は、それぞれの事件に按分します（同条第4項第2号、第5項第2号）。

（13）出張に伴う旅費・日当・宿泊料

国選付添人が審判期日等に出席するための出張（手続が最寄簡裁の管轄区域以外の場所で行われるとき。ただし、手続が行われる場所が、最寄簡裁から直線距離で8キロメートル以内であるときを除く。）をしたときには、旅費・日当（移動のみに要した日に対するもの）・宿泊料を算定します（算定基準第21条）。

なお、他の国選弁護事件、国選付添事件、国選被害者参加事件と同一機会の移動の場合は、それぞれの事件に按分します。

（14）通訳人費用

通訳人費用は、国選付添人が面会等の審判廷外における付添活動に通訳人を要したときに、国選付添人が現に支払った額又は通訳人から請求されている額をもって算定します（算定基準第22条）。

通訳人は、国選付添人との契約に基づいて通訳を行うことになります。通訳人に通訳を依頼する場合の通訳料については、センターにおいて次のような基準を設けており、国選付添人は、これに従って依頼をするよう努めなければならない旨定められております（契約約款第15条）。

通訳人に通訳を依頼する場合には、この基準に従って依頼されるようお願いします。

【センターの定める通訳料基準（概要）】

※国選弁護事件、国選付添事件、国選被害者参加事件共通（金額はいずれも消費税込み）

費 目	基 準(*1)		
通訳料	基本料金	1日の通訳時間（実際に通訳を行った時間。待機時間を含まない）の合計が <u>30分以内の場合(*2)</u>	8,380円
	延長料金	1日の通訳時間の合計が30分を超える分について、その超過分が <u>10分に達するごとに（10分未満は切捨て）</u>	1,047円
待機手当	1日の待機時間（通訳予定場所に到着した時刻、同場所における契約弁護士との待ち合わせ時刻のうち、いずれか遅い時刻から、通訳を開始するまで〔通訳が実施されなかった場合は不実施が確定したときまで〕の時間）の合計が <u>20分に達するごとに（20分未満は切捨て）</u>		1,047円 （上限 4,188円）
交通費	公共交通機関を利用した場合に算定される金額(*3)を上限とする実費(*4) (*5)		
遠距離移動手当	通訳のための移動が遠距離（往復100km以上）にわたる場合(*5)		4,190円
振込・書留手数料	通訳人に振込・書留により支払った場合、振込・書留に要した手数料の実費		

- *1 本基準は令和元年10月1日以後の国選弁護人等の活動に通訳人を要した場合に適用し、その他の場合については改正前の基準が適用されます。
- *2 同一事件に関し、同一日に複数回の通訳を行った場合、基本料金の支給は1回のみです。
- *3 公共交通機関（タクシーは含みません）を利用して最も経済的な通常の経路及び方法により移動した場合の金額を指します。
- *4 特急料金及び座席指定料金は、特急券の有効区間が片道100km以上の場合、急行料金は、急行券の有効区間が片道50km以上の場合のみ支給します。なお、グリーン料金は支給されません。
- *5 複数の事件について同一の移動機会に通訳をした場合は、交通費及び遠距離移動手当については、事件の件数に応じて按分します。

（１５）審判準備費用

国選付添人が以下の５つの費目について手数料等を支出したときは、総額３万円を限度として、実費を支給します（算定基準第２３条）。

なお、家裁実務上、一般に、審判書謄本の交付手数料は不要とされています（実際に手数料を支出しない限り費用の請求はできません。）。

審判準備費用 (上限３０,０００円)	① 診断書の作成料 ② 弁護士会照会の手数料 ③ 行政機関が発行する証明書の発行手数料 （行政機関が保有すべき情報を法令に基づき提供する役務に係る手数料を含む。） ④ 謄写記録の引継ぎを受けるのに要した送料 （ただし、原審（または前任）の付添人が、法テラスから謄写費用の支払を受けている場合に限る。） ⑤ 審判書謄本の交付手数料
-------------------------------	---

※①～③、⑤については郵送料・振込手数料等は含みません。

（１６）被疑者国選弁護人から国選付添人を継続して務めた場合の取扱い

少年が被疑者であったときに、国選弁護事件と国選付添事件を別々の弁護士が担当した場合と比較し、両者を同じ弁護士が担当した場合の方が、弁護・付添活動の量・内容に関し若干の効率化を図ることが可能と考えられます。そこで、被疑者国選弁護人に選任された弁護士が、当該被疑者の家庭裁判所送致後引き続き少年の国選付添人を務めたときは、国選付添事件の報酬から１万円（被疑者国選弁護事件の基礎報酬の額が２万円以下のときは当該基礎報酬の額の半額）を控除します。ただし、家庭裁判所が当該少年について検察官送致決定（少年法第１９条第２項、第２０条第１項）をし、同じ弁護士が検察官の公訴提起に係る刑事事件の国選弁護人を務めたときは、除外します（算定基準第７条）。

（１７）基礎報酬の算定の特則**① 面会や記録の閲覧・謄写を行わなかった場合**

次のいずれかの事情があるときは、基礎報酬の額は、前記（１）で定める基礎報酬の額の５０％となります（算定基準第８条）。

ア 第１回審判期日までに事件記録の閲覧も謄写もしなかったとき

イ 第1回審判期日の前日までに、少年と面会、電話交通、打合せのいずれも行わなかったとき（国選付添人が少年に対して面会又は打合せの申入れを行ったときは除きます。）

② 第1回審判期日の前の解任等の場合

国選付添人が実質審理期日に出席することなく活動を終えた場合、具体的には、「第1回審判期日の前に解任されたとき又は第1回審判期日の前に少年法第18条から第20条まで、第23条若しくは第62条の決定があったとき、」、「審判係属中に付添人が辞任し若しくは国選付添人が解任された保護事件の国選付添人に選任され、選任の時点以後に実質審理期日がないとき」又は「やむを得ない事由により実質審理期日に出席しなかったとき」には、その活動内容に応じて、次のとおり基礎報酬を算定します（算定基準第9条、同別表A2）。

- | | |
|--|---------------|
| ア 面会、電話交通又は打合せを行ったとき | 9 0 0 0 円 |
| イ 記録の閲覧又は謄写を行ったとき | 6 0 0 0 円 |
| ウ 記録の閲覧又は謄写を行った上、記録を十分に検討したとき | 1 万 6 0 0 0 円 |
| エ 面会、電話交通又は打合せを行い、かつ、記録の閲覧又は謄写を行ったとき | 1 万 5 0 0 0 円 |
| オ 面会、電話交通又は打合せを行い、かつ、記録の閲覧又は謄写を行った上、記録を十分に検討したとき | 2 万 5 0 0 0 円 |
| カ 少年との面会、電話交通又は打合せを行い、かつ、選任に係る保護事件の記録の閲覧又は謄写を行った上、当該記録を十分に検討し、裁判所に意見書その他これに準ずる書面の提出をしたとき | 3 万円 |
- なお、前記（11）②エのとおり、第1回審判期日前の解任等の場合には、全謄写枚数分を算定します。

3 抗告審・再抗告審における算定基準

（1）基礎報酬

① 原則

抗告審及び再抗告審事件の国選付添人が意見書その他これに準ずる書面（以下「意見書等」といいます。）を提出したときは、6万円の基礎報酬を算定します（算定基準第26条第1項、第2項）。

② 事件類型に応じた加算

事件類型に応じて前記①の基礎報酬額に加算します。事件類型及び加算率は、次のとおりです。複数類型に該当する場合、加算率を合算します。（算定基準第

26条第3項)。

ア 否認事件

抗告審または再抗告審において、送致事実を争い、又は刑事訴訟法第335条第2項の事実を主張するときは、前記①の基礎報酬額に10%の額を加算します。

イ 観護措置の特別更新事件

少年法第17条第4項ただし書の観護の措置の更新の決定があったときは、前記①の基礎報酬額に50%の額を加算します。

ウ 検察官抗告受理申立事件

検察官が抗告受理申立てをした事件であるときは、前記①の基礎報酬額に額の50%の額を加算します

③ 抗告の取下げ等の場合

抗告審又は再抗告審の国選付添人が、意見書等を提出する前に、解任されたとき、審判を開始しない旨の決定があったとき、若しくは抗告若しくは再抗告が取り下げられたとき、又は別の国選付添人が意見書等を提出した後に解任された抗告審若しくは再抗告審の事件の国選付添人に選任されたときは、活動内容及び事件類型に応じて、基礎報酬を算定します(算定基準第28条、同別表A2)。

(2) 審理加算報酬

審理加算は、次のとおり算定します(算定基準第29条、同別表B2)。

① 実質審理を行った期日に対する加算報酬

実質審理期日に出席したときは、開廷日ごとに立会時間の区分に応じた報酬額を加算します。

② 終局決定言渡期日等に対する加算報酬

国選付添人が、終局決定言渡期日等に出席したときは、出席した期日ごとに3000円を加算報酬として算定します。

(3) その他

上記(1)及び(2)以外は、おおむね、家庭裁判所において選任された国選付添人に支給する報酬及び費用と同様です(算定基準第27条、第30条ないし第33条)。

なお、抗告又は再抗告が取り下げられた後であっても、抗告審又は再抗告審の国選付添人が、抗告審又は再抗告審が取り下げられた事実を知らなかったことについてやむを得ない事由がある場合であって、当該事実を知らずに行った活動を原因とするものに限っては、その費用を支給します(算定基準第31条第2項)。

また、センターから謄写費用の支給を受けた国選付添人には、選任された保護事件について抗告若しくは再抗告、又は抗告審としての事件受理があった場合、抗告審又は再抗告審で選任された別の国選付添人の求めに応じて、謄写記録を引き継ぐべき努力義務があります(契約約款第31条)。これに対応して、抗告審又は再抗

告審の国選付添人が謄写記録の引継ぎを受けた場合には、引継ぎを受けるのに要した送料につき、審判準備費用として支給します（算定基準第23条）。なお、この場合、謄写記録の引継ぎを受けた国選付添人は、当該謄写記録について、汚損、破損その他特段の事情がない限り、重複した謄写を避けるべき努力義務があります（契約約款第31条第2項）。

4 保護処分の取消しの事件における算定基準

保護処分の取消しの事件（少年法第27条の2）の国選付添人に支給される報酬及び費用については、当該事件の審級・種類に応じて、上述の算定基準が適用されます（算定基準第34条）。

第9 法律事務取扱規程

1 弁護士職務基本規程をもとにした24項目の基準

法律事務取扱規程の中心となる「法律事務の取扱いの基準」（法律事務取扱規程第4条）は、弁護士業務に関する弁護士職務基本規程、司法書士業務に関する司法書士倫理が、それぞれの業務の規律に関する規範として定められていることに鑑み、これらの規範、特に弁護士職務基本規程をベースとして、ここから、一般的な倫理規定や受任に関する規定など、契約弁護士等に対する適用になじまないものを除いて、24項目の基準を策定しました。

法律事務の取扱いの基準	(1) 自由かつ独立の立場	(13) 事件終了時の精算等
	(2) 正当な利益の実現	(14) 刑事弁護に関する活動指針
	(3) 依頼者等の意思の尊重	(15) 接見確保・身体拘束からの解放
	(4) 依頼者等の意思確認	(16) 防御権の説明等
	(5) 秘密の保持	(17) 国選弁護における対価受領等
	(6) 事件の着手及び処理	(18) 国選被害者参加における対価受領等
	(7) 事件の経過等の報告・協議	(19) 相手方本人との直接交渉
	(8) 法令の調査	(20) 相手方からの利益の供与
	(9) 事実関係の調査	(21) 相手方に対する利益の供与
	(10) 預り金の管理等	(22) 裁判の公正と適正手続
	(11) 預り書類等の管理	(23) 偽証のそそのかし等
	(12) 事件処理の状況・結果説明	(24) 裁判手続の遅延

2 契約に違反した場合の措置

（１）一般契約弁護士等が契約に違反した場合の措置（法律事務取扱規程第５条第１項）

- ① ３年以下の契約締結拒絶期間を伴う契約の解除又は３年以下の契約締結拒絶期間の設定
- ② 契約の効力の２年以下の停止

（２）勤務弁護士等がその契約に違反した場合の措置（同第５条第２項）

- ① ３年以下の契約締結拒絶期間を伴う契約の解除又は３年以下の契約締結拒絶期間の設定
- ② １年以下の停職
- ③ 減給（１年以下の期間、給付月額の１０分の１以下に相当する額を減ずる処分）
- ④ 注意

（３）措置の要件

契約に違反した場合の措置については、一般の契約弁護士等の場合と、センターに勤務する弁護士の場合とに分けて規定し、いずれの場合についても、違反の程度と措置の程度が対応するように要件を書き分けました。一般の契約弁護士等に対する措置の要件については同第６条、勤務弁護士等に対する措置の要件については同第７条をご参照ください。

3 法律事務の取扱いの基準と措置との関係

法律事務の取扱いの基準（法律事務取扱規程第４条）には、弁護士職務基本規程において「弁護士の職務の行動指針又は努力目標」と位置づけられている規定とおおむね同じ表現のものが規定されていますが、「法律事務の取扱いの基準」に抵触する行為が発生した場合、直ちに措置の対象となる、という構成にはなっておりません。例えば、３年間以下の契約締結拒絶期間を伴う契約の解除措置の要件は、「第４条に規定する法律事務の取扱いの基準に違反し、その違反の程度が重大で、契約弁護士等としての責務を著しく怠ったとき。」とされており、このような要件を充足した場合にはじめて措置の対象となります（同第６条第１項参照）。

4 法律専門職者団体への通知

審査委員会に付議される問題は、弁護士等の不祥事と評価される可能性のある問題であり、日本弁護士連合会等の法律専門職者団体においても、懲戒処分等の可能性を含め、対応について検討を必要とする場合が想定されます。また、そうした法律専門職者団体における対応や検討のあり方は、審査委員会においてこの問題を審議する上でも、参考になりうるものと思われます。そこで、法律専門職者団体との連携の一環として、法律専門職者の規律維持に協力するとともに、審査委員会における議論を充

実したものとするために、審査委員会に付議される前の段階で弁護士会、日本弁護士連合会その他の法律専門職者団体に対する通知の制度を設けました（法律事務取扱規程第8条第5項、同第9条第2項）。

なお、このような弁護士会や日本弁護士連合会等に対する通知は、措置の対象となる弁護士等にとっては、不利益な情報を他の機関に開示されることを意味します。そこで、この点に関する紛議を事前に回避するために、契約約款の中に、こうした通知に異議を述べない旨の規定を設けました（契約約款第32条第7項）。

5 その他の措置

法律事務取扱規程には、「契約に違反した場合の措置に関する事項」（支援法第35条第2項）を記載すべきこととされていますが、契約上何らかの措置が求められるのは、契約違反があった場合だけには限りません。例えば、契約弁護士が懲戒処分により弁護士として職務を行えなくなった場合や、心身の故障等によって弁護活動ができない状態となってしまった場合には、契約関係の見直しを検討する必要があります。

そこで、国選付添人契約約款では、契約に違反した場合以外を理由とする措置として、

- ① 弁護士法に基づく懲戒処分（業務の停止・退会命令・除名）を受けた場合（契約約款第33条）
- ② 心身の故障等のため契約弁護士としての職務の遂行に著しい支障がある場合（契約約款第34条）

には、解除措置や指名停止措置（②の場合のみ）をとることができる旨が定められています。これらの事項は、契約違反を理由とする措置ではないので、法律事務取扱規程の記載事項ではありませんが、具体的に措置をとる場合には、審査委員会の議決を経ることが必要となります（支援法第29条第8項第1号）。

6 措置に関する手続等

審査委員会において契約上の措置をとるべき旨が議決された場合には、センターは、対象となる弁護士にその旨を通知する（契約約款第32条第5項）とともに、裁判所及び弁護士会にも同様の通知を行います（同条第6項）。

なお、解除の効力が発生した時点で、当該弁護士が個別事件の国選付添人に選任されている場合には、裁判所によって解任されるまで国選付添人としての地位に留まることにはなりますが、センターに対し、解除後の付添活動に対する報酬及び費用を請求することはできません。また、この場合に、裁判所が、当該国選付添人を解任し、さらなる国選付添人候補の指名通知を請求したときは、センターは、他の契約弁護士を国選付添人候補として指名し、裁判所に通知することになります。

7 契約の終了等

(1) 解約による終了

国選付添人契約弁護士は、いつでも契約を将来にわたって解約することができます（契約約款第35条第1項）。ただし、解約時点で特定の保護事件の国選付添人に選任されているときは、原則として、当該解約の効果は当該保護事件に関する契約関係には及びません（同条第2項）。

(2) 当然の終了

国選付添人契約は、国選付添人契約弁護士が、①死亡したとき、又は②弁護士でなくなったときは、当然に終了します（契約約款第36条第1項）。

(3) 契約上の措置に関する事項

前記（1）又は（2）②の事情により契約が終了した後であっても、センターは、当該国選付添人契約弁護士に対する措置として、3年以下の契約締結拒絶期間を設定することができます（契約約款第35条第4項、第36条第2項）。

8 弁護士会及び日本弁護士連合会に対する協力

センターは、国選付添人契約弁護士の所属弁護士会又は日本弁護士連合会から、正当な理由により資料の提供を求められた場合において、これに応ずることが適当であると認めるときは、当該弁護士から提出された報告書その他の資料を提供することができるが規定されています（契約約款第37条）。

以 上